

<児童扶養手当の所得制限限度額表(R6.11以降)>

単位 円/年

扶養親族等の数(人)	受給資格者(父・母・養育者)				扶養義務者・配偶者等	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000
備考	70歳以上の老人扶養親族がある場合は、1人につき10万円が、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族及び19歳以上23歳以下の特定扶養親族がある場合は、1人につき15万円が加算される。				70歳以上の老人扶養親族がある場合は、1人につき6万円が加算される。(扶養親族が全て70歳以上の場合は1人を除く。)	

<所得の算出方法(R7.4～)>

所得額 = 年間収入金額 - 必要経費(給与所得控除額等) + 養育費 - 8万円(社会保険料相当額) - 諸控除

- 年間収入金額…給与・賞与などの総額のことです。
- 必要経費(給与所得控除額等)…
所得税法に規定されている、給与等から差し引くことのできる控除額のことです。
給与所得・公的年金等所得がある方は、その合計額から最大10万円を控除します。
- 養育費…受給資格者が父または母の場合、本人の所得に養育費の8割(1円未満は四捨五入)が加算されます。
- 8万円(社会保険料相当額)…社会保険料相当額として、一律8万円を控除します。
- 諸控除…控除項目及び控除額は下表のとおりです。
(注意)受給資格者が父または母の場合、寡婦控除、ひとり親控除は適用されません。

諸控除の項目	控除額	諸控除の項目	控除額
寡婦控除	27万円	ひとり親控除	35万円
障がい者控除	27万円	特別障がい者控除	40万円
勤労学生控除	27万円	配偶者特別控除	当該控除額
雑損控除	当該控除額	医療費控除	当該控除額
小規模企業共済等掛金控除	当該控除額		

<一部支給手当額の算出方法(R8.4～)>

一部支給とは、所得制限限度額表で本人所得が全部支給の限度額以上であるが、一部支給の限度額未満である場合です。

<児童1人の場合>

$$\text{一部支給手当額} = 48,040円 - (X - Y) \times \text{係数}(0.0264029)$$

X = 所得額

Y = 全部支給所得制限限度額(例えば扶養1人であれば107万円(所得))

(X - Y) × 係数の部分は10円未満四捨五入

よって、一部支給手当額は48,040円から11,340円まで10円単位で細かく設定されます。

なお、この式で出した金額は児童1人の額であり、対象児童が2人以上の場合は、下記算出方法にもとづき、手当額が加算されます。

<児童2人目以降の加算額(1人につき)>

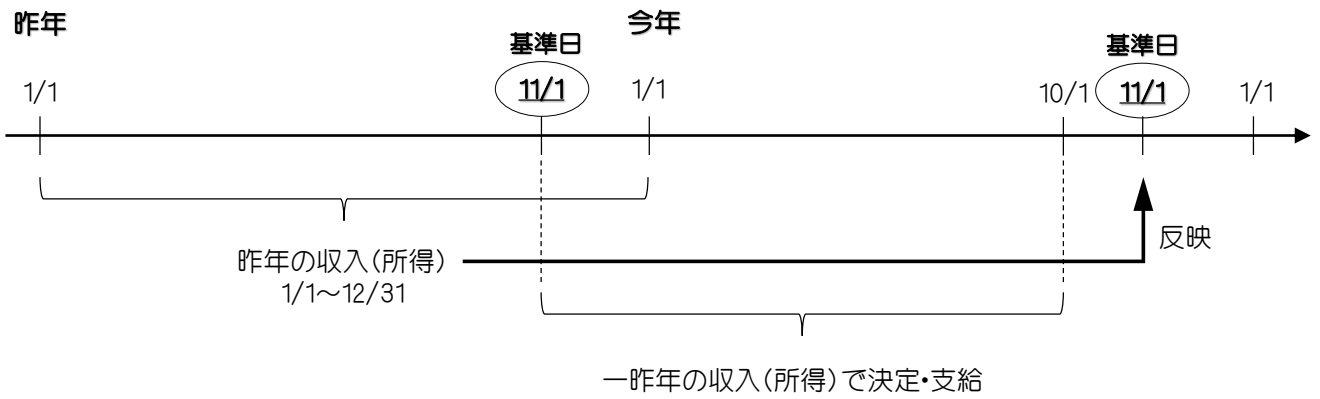
$$\text{2人目以降の加算額} = 11,340円 - (X - Y) \times \text{係数}(0.0040719)$$

X = 所得額

Y = 全部支給所得制限限度額(例えば扶養1人であれば107万円(所得))

(X - Y) × 係数の部分は10円未満四捨五入

<児童扶養手当の基準日(11/1)と収入(所得)について>



<児童扶養手当額(月額)と収入(所得)の算出例について(R8.4~)>

区分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	48,050円	所得に応じて月額11,340円~48,040円まで10円きざみで算出
児童2人目以降の加算額(1人につき)	11,350円	所得に応じて月額5,680円~11,340円まで10円きざみで算出

